

危機管理マニュアル

学校法人福原学園
九州女子大学附属
鞍手幼稚園

危機管理マニュアル目次

I 危機管理における指揮権

- 1 基本的指揮権
- 2 危機的状況が発生した時の指揮権順位

II 危機における予防と対応

- 1 地震・津波発生時における予防と対応
- 2 火災時における予防と対応
- 3 その他の自然災害における予防と対策
- 4 事故発生時における予防と対応
- 5 不審者等・事件発生における予防と対応
- 6 生活安全の対応

III 保護者職員間への緊急連絡について

- 1 緊急連絡をしなければいけない場合について

IV 対応フローチャート、他

危機管理マニュアル

はじめに

このマニュアルは、学校法人福原学園九州女子大学附属鞍手幼稚園における全ての教育職員が、火災、災害、事故、事件などあらゆる危機に対し、適切かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項を定めて、園児・保護者・教育職員の生命および健康を守る事を目的とする。

危機管理の定義と要項

幼稚園における危機とは、火災、地震(津波)、風水害、その他の災害、食中毒、感染症、大気汚染、交通事故、その他の事故、事件などについて、園児および教育職員に対して安全を脅かす全ての事象を対象とする。

その範囲は、九州女子大学附属鞍手幼稚園のすべての教育職員に対して、施設および敷地の内外、管理の有無および時間帯を問わず、危機的状況が発生した場合はすべての園児を保護者に安全に引き渡すまでに、このマニュアルを最大限に優先し適用する。

I 危機管理における指揮権

危機発生時において的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の代行者を日常から選任していくことが必要である。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、園児、教育職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

1. 基本的指揮権

基本的指揮権とは、日常の保育業務において命令・指示権をもつ者で、順位としては次の各号通りとする。

- ① 園長
- ② 副園長
- ③ クラス担任
- ④ 事務職員
- ⑤ 補助教育職員

2. 危機的状況が発生した時の指揮権順位

通常の保育時間中に危機的状況が発生した場合においては基本的指揮権に基づき指揮権命令を受けること。指揮権者が不在または、指揮を司る事が出来ない場合は次位者が指揮権者となる。

Ⅱ 危機における対応と予防



1. 地震・津波発生時における予防と対応

(1) 予防(事前の環境整備)

幼稚園で行う地震避難訓練は大規模地震において、園児の生命を守るための具体的な方法を教育職員一人ひとりおよび園児が身につけるものである。そのためには、いつ地震災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えていくことが大切である。また、地域と密接な協力・連携が出来る関係を築いておくことも必要である。

① 避難訓練計画

- ・大規模地震を想定した訓練を実施
- ・緊急避難訓練の実施
- ・安全確認訓練の実施
- ・避難訓練通路、経路の確認
- ・非常時持ち出し備品の確認と使用方法の習得
- ・地震発生時における各教育職員の役割分担の確認

② 保護者への事前連絡

- ・保護者へは、事前に緊急時における幼稚園の対応および避難先を周知する。
- ・保護者からは入園時に携帯電話番号などの緊急連絡先を聴取し、変更があれば申告するよう呼びかける。

③ 施設整備の点検等

- ・地震時に、転倒しやすい家具、電化製品、備品などが転倒防止されているかを点検する。
- ・地震直後に万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ・防火責任者を明示し、責任を持って日常の点検と整備をする。
- ・冬季には雪で避難経路が塞がれていないか確認し必要であれば除雪する。
- ・教育職員は、日常の保育環境を整備しておくとともに、保育の中で動特性をしっかり把握する。
- ・非常口や、防火扉に避難の妨げとなる物が置かれていないか確認する。

(2) 大地震発生時の対応

1. 園舎内(遊び、活動、食事など)で地震が起きた場合

- ① 避難誘導は、園児が安心できるような言葉がけ、具体的に姿勢を低くして落下物から身を守るように指示し、緊急避難する。
- ② 避難誘導・救護係は、ピアノ、窓ガラス、机、その他の倒れやすい物等から園児を遠ざける。
- ③ 園児および教育職員は、机等に身を隠し机の脚を持ち揺れが収まるまで様子を見る。
- ④ 教育職員はできるだけ速やかに戸やサッシ等を開けて避難口を確保する。
- ⑤ 揺れが収まったら、一時園庭に避難し、全園児と教育職員の安全と人数確認を行い、初動消火系と情報伝達・指示系で施設の点検をし、園長へ報告する。
- ⑥ 誘導系・救護系は指示があるまで園庭に座って待機する。施設内には安全が確認できるまで立ち入らない。
- ⑦ 初動消火班は、速やかに火の元を閉じ、揺れが収まってからガスや配電盤を点検し安全を確認する。
- ⑧ 情報収集系は、全園児と教育職員の安全確認と同時に、津波などの二次災害が起きる可能性を鑑み、携帯ラジオで情報を収集し園長へ報告する。

2. 園舎外

- ① 園庭では柵、建造物から遠ざけ、出来るだけ中央の安全な場所に集めて座り、安心できるような言葉がけをし、揺れの収まりを待つ。
- ② 地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。
- ③ どの場面でも揺れが収まり次第、速やかにクラス担任は担当教室の園児の安全確認を行い、園庭の緊急避難場所まで誘導するとともに、園児の人数確認をする。

3. 園外保育(近郊公園等)

- ① 揺れを感じたら直ちに園児を集め、出来るだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まるのを待ち、その後速やかに人員の確保をする。
- ② 切れた電線などに絶対触れないよう園児に注意する。
- ③ ブロック塀・自動販売機・ガラスその他の落下および転倒物に注意する。
- ④ 津波などの二次災害等が無いかわかり携帯ラジオ等で確認する。
- ⑤ 携帯電話で幼稚園に連絡を入れ、必要な場合は幼稚園に応援を要求する。その間、クラス担任は園児と共に近隣の安全な場所で待機する。
- ⑥ 全員無事で自力で幼稚園に戻れるようなら安全を確認しながら慎重に幼稚園に戻る。

4. 園外保育(遠足等)

- ① <<事前調査>>園外保育下見の際に目的地の状況を把握する。
- ② <<事前調査>>地震が発生した場合の安全な場所の確認をしておく。
- ③ <<園外保育中>>園児の安全を第一に考え対応し落ち着いて行動する。
- ④ <<園外保育中>>園外保育は中止し、園児の安全を確保してから携帯電話にて幼稚園に連絡を入れる。災害の状況により応援を求めるなどして幼稚園に戻る。連絡がとれない場合は現場の指揮者の判断で行動する。
- ⑤ <<目的地までの途中>>窓ガラス・看板などの破片等落下物に注意をする。特に切れた電

線は、直接又は水たまり・ガードレールを通して感電することがあるので十分に注意する。

5. 登園降園時

登園降園時は異年齢集団であり、保護者の出入りが激しい等、非常に流動的であることを念頭においてその場にあった対応が必要である。但し、基本的には「園舎内(遊び・活動・食事など)で地震が起きた場合」を参考にし、その他の注意すべき点を以下の通りとする。

- ①居合わせた保護者に協力を求め、避難行動を指示する。
- ②園長は、災害状況により、その後の幼稚園の業務が維持できるかどうかの判断をして、立札や張り紙などで入り口付近に掲示する。

6. バス送迎時

- ①園児の安全第一に対応し落ち着いて行動する。
- ②バス送迎は中止し、園児の安全を確保してから携帯電話にて幼稚園に連絡を入れる。災害の状況により応援を求めるなどして幼稚園に戻る。連絡が取れない場合は現場の指導者の判断で行動する。
- ③窓ガラス・看板などの破片等落下物に注意する。特に切れた電線は、直接又は水たまり・ガードレール等を通して感電することがあるので十分に注意をする。

7. 預かり保育中(長期預かり)

- ①居合わせた保護者に協力を求め、退避行動をする。
- ②揺れが収まり次第、預かり保育出席名簿にて子どもの人数および安全確認を行う。
- ③担当職員(預かりの先生)は教育職員(又は日直の先生)の指示に従って行動する。
- ④担当職員は教育職員の指示に従って受け渡しに備える。
- ⑤教育職員は園長携帯に状況説明の連絡をする。
- ⑥連絡が取れない場合は指揮権の高い者が現場責任者となり、危機管理マニュアル通りに指示をだす。
- ⑦揺れが収まり避難後、園児を保護者に引き渡すまでは職務にあたる。
- ⑧園長は災害の状況により、その後の幼稚園の業務ができるかどうか判断して立札又は張り紙にて入り口付近に掲示する。

8. 残留園児の保護

保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで幼稚園にて園児を保護する。その後は行政の設置した救護所へ移動する。

- ①夜間や建物の倒壊や災害等の恐れがある場合は、第一避難所(西川小学校)へ避難しそこで保護する。その場合、園長は避難先等の行き先がわかるように玄関等に立札や掲示板などで掲示し、保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる。
 - ②教育職員は残留する園児の人数、その他必要な事項を記録し園長に報告する。
 - ③幼稚園で震災後24時間が経過し、且つ親の安否が確認できない場合や近隣の親族が引き取りに来られない場合は、災害遺児として第一避難所(西川小学校)に移送する。
- ※津波が来るようであれば、状況を見て第一避難所(西川小学校)に避難する。

9. 避難

大地震が起きてもすぐに幼稚園を離れるのではなく、幼稚園や周囲に火災が発生した場合や、津波の恐れがある場合、園舎の被害が大きく危険であると判断した場合は、第一避難所（西川小学校）や行政の指示する避難救護所の一時集合所に避難する。

①災害救護所への避難

幼稚園より避難の際は、第一避難所（西川小学校）震災救護所になっているので、状況を確認しながら避難する。日頃より経路を把握し園児を安全に誘導できるように、列を持続しながら前後に出来るだけ複数の教育職員を配置して移動する。また、避難する際は園児の安全確保を第一とするが、出席簿や非常持ち出しの最低限のものを持ち出す努力をする。

②津波発生時の避難

津波発生の恐れがあると判断した場合、近隣の高台に一時避難する。発生から短時間で津波が来ると予想されるため、状況を確認しながら早急に避難する。日頃より経路を把握し園児を安全に誘導できるように、列を持続しながら前後に出来るだけ複数の教育職員を配置して移動する。また、避難する際は園児の安全確保を第一とするが、出席簿や非常持ち出しの最低限の物を持ち出す努力をする。

③幼稚園を離れる際の注意

幼稚園を離れる際は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために正門および建物に掲示する。

10. 園児又は教育職員が負傷した場合

①応急処置は日頃より幼稚園に備えてある救急用品で手当とする。

②中程度以上の負傷者は近隣の病院又は医療救護所で手当を受ける。

③更に救命・救急措置が必要な重傷者は、行政の指定する広報医療施設に搬送し治療を受ける。

11. 震災発生時から時間別対応表

	避難誘導・救護系	指示・情報伝達系	初動消火系
発生	・誘導(主にクラス担任) 1. 園児の安全を確保する。 2. 園庭に避難させる。 3. 一時避難完了後情報伝達系へ人数等の報告。 ・救護 1. 救急用品を確保する。 2. 負傷した園児の応急処置などを行う。 3. 情報伝達系へ報告。	・確認(主に園長) ※気が付いた人 1. 震災を周知させる。 2. 指示、火災の確認。 3. 園児および教育職員の安全確認と人数確認。 4. 津波の確認と二次災害の有無を、ラジオで情報収集をする。	・初動対応(主に補助教育職員) 1. 火の元を閉じる。 2. 配電盤の点検、ガス漏れ点検。 3. 火災発生の場合は初期消火行動。
1時間 6時間 23時間	1. 園児を保護し、保護者へ引き渡す。 2. 残留園児を安全な臨時保育室へ移動させ保護する。	1. 施設の安全点検および確認 2. 周囲の建物の状況確認 3. 教育職員の役割分担、指揮権の確認 4. 避難所への経路確認	1. 施設の安全確認 2. 周囲の建物の確認 3. 近隣住民が避難してきた場合の対応 4. 事実の状況を情報伝達・指示系へ伝える
1日	1. 園児を保護し、保護者へ引き渡す。 2. 園児を避難所へ移送する。	1. 状況により教育職員を帰宅させる 2. 園児を避難所に移送する際の教育職員の確保	
3日後	1. 幼稚園再建の組織づくり 2. 教育職員の確保 3. 保育室の確保・園内で使用可能な部屋の確認 4. 園児・保護者の移住状況の確認 5. 再開の際の周知方法の検討 6. 臨時クラス編成、最低限の書類を事前に作成		

2 火災時における予防と対応

幼稚園で行う避難訓練は、様々な災害時に園児の生命を守るための具体的な方法を教育職員一人ひとりが身に着けている為のものである。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておく必要がある。

1. 事前の環境整備

(1) 避難訓練の実施

- ①火災状況を想定した訓練を実施する
- ②消火訓練を実施する【初期消火・消火器・消火栓の取り扱いなど】
- ③通報訓練を実施する【消防署】
- ④避難通路・経路の確認をする
- ⑤火災報知設備および非常ベルの使用方法を習得する
- ⑥火災発生時における各教員の役割分担を確認する

(2) 保護者への事前連絡

- ①保護者へは事前に緊急時における幼稚園の対応および避難先を周知する
- ②保護者からは年度初めに緊急連絡先を聴取する

(3) 設置設備の点検等

- ①出火元となりやすいガス器具・コンセント・配線・配電等の正しい使用方法を習得および正常に作動しているか点検する
- ②万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする
- ③避難経路に障害物などがないか常に確認する
- ④防火責任者を明示し、責任を持って日常の点検や整備を実施する
- ⑤教育職員は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日常の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握しておく。

2. 火災発生時の手順

(1) 発生時の基本的な流れ

火災発見 → 初期消火 → 通報連絡 → 避難誘導 → 報告

(2) 保育中に火災が発生した場合

- ①火災を発見したら(第一発見者)大きな声で周りの教育職員に知らせる
- ②知らせを受けた教育職員は、速やかに園長および他の教育職員に火災の発生を知らせる
- ③第一発見者および知らせを聞いた教育職員は可能な限り初期消火に努める
- ④各教育職員は、園長の指示に従い無駄なく的確な行動をする
- ⑤消防署への通報
- ⑥園児の避難誘導(園児の人数把握および責任者への報告)

- ⑦地域住民関係者への連絡
- ⑧落ち着いて行動することを心掛け、園児に動揺を与えないよう努める
- ⑨出火元・火の回り具合・煙・風向きなどを考え、より安全な場所に避難する
- ⑩安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、園児の引き渡しをする。
- ⑪火災により翌日以降保育を行う事が困難な場合は、園長より関係各所へ連絡し今後の対応を早急に決定する

3. その他の自然災害における予防と対策

1. 風水および台風（積雪・吹雪）



(1) 幼稚園で保育中に風水害および台風が発生した場合

- ①強風や大雨の際は保育室で園児たちが落ち着けるように配慮する。
- ②風で飛ばされそうな遊具やその他の物は撤去する。
- ③漏水等を発見したら速やかに報告する。

(2) 保育開始前に風水害および台風が発生した場合

- ①ラジオ・テレビ等で情報を収集し、園長が登園・休園を判断する。
 - ・休園になった場合は、園長より教育職員緊急連絡にて教育職員に知らせる。
 - ・休園になった場合は、速やかに連絡メールにて休園の連絡を保護者宛に送信する。

(3) 風水害により施設に被害がでた場合

園長が施設の被害を確認し、理事長報告。明日以降の保育ができるか速やかに判断して保護者と教育職員に周知できるようにする

(4) バス運行が困難な場合

吹雪や積雪、大雨などで園長が安全なバスの運行が困難であると判断した場合、休園措置や保護者による幼稚園への迎えをお願いする。

2. 落雷



落雷は、発生する前に雷雲が発生し天候の崩れからも予想することが出来るので、幼稚園にいる場合は建物内に速やかに避難する。また、園外保育等の外出時に落雷の恐れを予測した場合は、下記の事を頭に入れ避難することが望ましい。

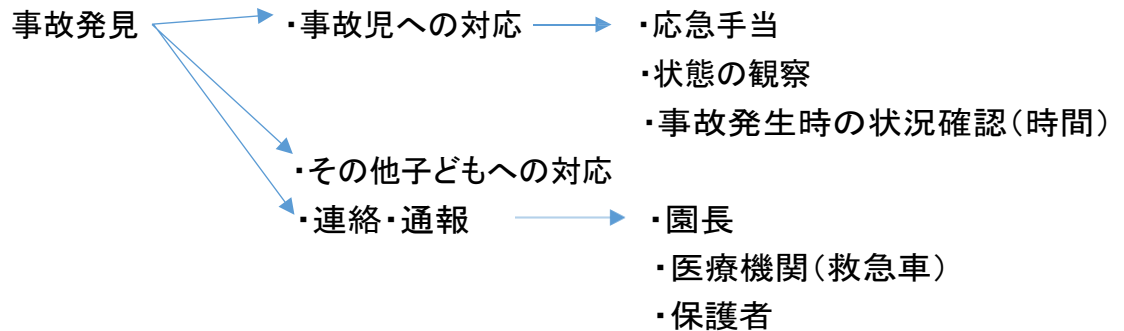
- ①落雷前後は雨が降ることが予想されるが、雷は物体の中を流れるとき、表面の方を多く流れ、中心部分を流れることは少なくなるという表皮効果があり、このため雨宿り等で軒先にいることは大変危険であるので退避場所は慎重に選択しなければならない。
- ②周囲の木より高い木の幹に寄り添い雨宿りすることも前項の理由によりさけること。
- ③近くに安全な空間が無い場合は、電柱、煙突、建物など高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところ（保護範囲）に退避する。最低でも木の枝や、幹、葉から2メートル以上離れること。

4. 事故発生時における予防と対応

園児を扱う全教育職員が連携し事故防止に努める必要がある。また、教育職員は事故発生時に備えて応急手当や適切な事故対応・保護者対応を身につけておく必要がある。

1. 事故発生時の対応

(1) 事故発生時の基本的な流れ



(2) 事故発生時の対応

① 園長又は代理は事故の状況を速やかに把握し記録する

- ア 事故の状況・原因・場所・時間
- イ 園児の状態(出血や打撲の有無・顔色・全身の状況)
- ウ 事実に基づいた記録を時間を追って残す

② 職員室にいる教育職員と判断する

- ア 必要処置の判断は単独で行わない
- イ 日頃から連絡の分担等の対応の仕方を全教育職員で確認する

③ 緊急を要さない医療機関への受診は保護者より事前にかかりつけ医などを確認し、受診する旨の了承を得てから医療機関にかかる

④ 下記のような症状の場合は、救急車を要請しすぐに医療機関に受診する

- ア 意識がもうろうとしたり、うとうとしたりしている
- イ 顔色が悪く、ぐったりしている。
- ウ 出血がとまらない
- エ 吐き気や嘔吐を繰り返している
- オ 化学物質を誤飲した
- カ 熱傷や火傷の面積が広い
- キ 園長やそれに代わるものが判断した場合

⑤ 医療機関に受診する際は事前に病院に連絡をし、クラス担任が付き添い、処置に必要な

- ①の情報と園児の既往歴やアレルギーの有無等を医師に伝える

⑥ 保護者への対応は事故の発生状況・医療機関の診察・結果・今後の受診の有無を正確に説明し理解を求める。いかなる状況の事故であっても、保育中に発生した事故である以上は、細心の注意と誠意をもって対応する。

⑦ 治療費用等に関しては承諾書に基づき説明を担当職員から伝える

⑧ 園長は、事故後速やかに「事故発生報告書」を制作し、事故発生状況分析を行い、今後の事故防止対策および高度な対応について教育職員で確認する



2. バス運行時の交通事故について

交通事故はいつ何時でも起こり得る事であり、子ども達の身の安全確保を最優先に考えつつ、被害側、加害側どちらにいても対応を迅速に行い、事態の收拾を図らなければならない。

事故発生時の対応

- ① 乗車している園児達の怪我の有無、事故対象者の様子を確認、必要であれば緊急車両の手配をする。
- ② 二次被害を避ける為、安全な場所へ車両を移動させ、他の車両に事故の発生を知らせる。
- ③ 事故の対象者と接触し、幼稚園、警察など各機関に連絡。バス運行中止の連絡を保護者へする。相手の個人情報を確認。(運転免許証)連絡先、ぶつかった箇所(背景、ナンバー写るよう)大きく写真撮影。
- ④ 直ちにバスの運行を取りやめ、園からの応援を要請し、子ども達を他のバスへ安全に移動させ園へ帰園する。(運転手は現場検証などその場に残り責任業務を果たす)。自走できるのであれば自走する。
- ⑤ 保護者へ緊急連絡をし、必要であれば保護者会などを開き園長が事態の説明を十分行う。

3. 事故対応計画

園長は、事前に事故に対する計画を作成し教育職員に周知する

(1) 事前情報収集

- ① 園長は園児の既往歴・アレルギーの有無・かかりつけ医師の有無、健康保険証番号、保護者の緊急連絡先など事故発生時に備えた情報を収集し記録する。
- ② 園長は幼稚園の近隣に所在する医療機関等の診療内容や診療時間等の詳細な情報を収集し教育職員に周知する。
- ③ 園長は日常において幼稚園における医薬品の把握を行う。
- ④ 園長は、日常の幼稚園内の施設、遊具、保育室内、園庭においてあらゆる事故を想定しその危険を取り除く方策を講じなければならない。

(2) 事故発生時対応フローチャート

- ① 園長は、事故発生時の対応をわかりやすくフローチャート(別紙)にしたものを作成し、全教育職員に配布し、周知徹底を図らなければならない

(3) 園外での保育活動についての諸注意

園外保育に行く場合は事前に下見に行き危険箇所や注意箇所を確認する。また、園児一人一人の行動特性や性格を把握することも大切である。幼稚園を出る際には、園児に危険な行為について注意することや、各教育職員の事故に対する意識の徹底を図ることが重要である。

- ① 園外保育へ出発前にクラス担任は、園児の人数を把握し引率教員全員に周知する。(どの携帯を持参しているか周知。)
- ② 園外保育へ移動際に交通車両や信号などにおいて危険を予測できるような場面においては、引率の教育職員同士で園児に注意の声掛けを積極的に行うようにする。

- ③目的地にて視界の利かない範囲や固定遊具には必ず教育職員が付き添うようにする。また、常に園児の動きに注意を払い人数確認を怠らないようにする。
- ④帰園時は園長に報告とともに帰園した旨を伝える。



5. 不審者等・事件発生時における予防と対応

幼稚園における園児の事件は近年確実に増加しており、その内容は第三者における計画的・偶発的な犯罪行為が予想される。その為幼稚園において、出来る限りの防犯対策をしておく必要がある。

1. 施設面の対応

(1)幼稚園の出入り口の管理

- ①幼稚園建物は園児が園庭にスムーズに出入り出来るよう考えられているため、建物の出入り口を施錠するのは現実的ではないので、出入り口を出来るだけ最小数にし、出来るものは施錠を行う。
- ②園児が園内にいる間は、監視カメラの電源を入れ、不審者の侵入を防ぐ。
 - (1) 職員室に教育職員を配置し出入りする人を確認する体制を整える。
 - (2) 職員室に教育職員が不在の場合は施錠を行う。
- ③来客者には、来客者用のネームをつけてもらう。

(2)環境

- ①園長は、日常にフェンスや外壁の点検を行い、不審な箇所は速やかに補修などの対応を行わなければならない。
- ②園長は、防犯上必要と思われる設備の検討を教育職員と行わなければならない。

(3)教育職員の対応

- ①園長は、教育職員一人ひとりの危機管理意識を徹底させるための会議や研修を図らなければならない。
- ②見知らぬ来園者を確認した時の対応を各教育職員に周知徹底させる。
- ③園への園児の迎え、各バス停での出迎え時、連絡無く保護者以外の方が来た場合は保護者にしっかりと確認をとる。(原則として保護者以外に引き渡しはしない)
- ④教育職員は園児に対して計画的な安全指導を行う。
- ⑤園長は、警察や行政機関等公的機関からの情報に対しては全職員に速やかに周知し園児の保育室への移動や施錠の確認等適切な対応を行う。

2. 園児および教育職員等に危害が及ぶ状態となった場合の不審者への対応

教育職員は不審に思う来訪者が訪れた場合は、毅然とした態度で用件等について質問を行う必要がある。この場合冷静沈着な態度、言葉に注意する。相手方の返答や状況によっては立ち入りを拒否、又は退去を求める処置を講ずる。

(1) 発見時の対応

放送にて周知させ、園児達を避難させる。

- ①不審者は、犯罪に関わる者から迷惑行為に至るまで範囲が広いので、その対応は相手に応じた適切な方法で行う。
- ②相手の顔色目の動き、手足の動き等に注意し相手から目をそらせない。相手の状況を冷静に観察し、先入観にとらわれない事。
- ③冷静な態度、穏やかな言葉遣いを保ち、相手の挑発に乗じない。
- ④熱意と誠意のある態度で臨み、相手を犯罪者扱いしない。
- ⑤可能な限り複数で対応する事が望ましい。
- ⑥不審者の状況が重大で、かつ緊急を要する場合は、速やかに 110 番通報を行う。
- ⑦不審な点が解消した場合は、質問を打ち切り、手間をお掛けしたことに感謝を伝え別室に案内する。

(2)留意事項

- ①不審者を安易に犯人扱いしない。あくまで不審者であり行き過ぎに注意する。
- ②対応時には相手の人相、身長、体格、衣類等の特徴を確認、必要な場合は相手に分からない場でメモを取る。
- ③相手が飲酒している場合は工夫を凝らし行き過ぎや怪我をさせないように十分注意する。

(3)緊急対応の要領

① 不審者

ア 2 名以上で対応する。

イ 通報者から状況を確認する。

ウ 動向を観察しながら接近し、さりげなく声をかける。

「ご用件は何かでしょうか?」「どなたをお尋ねですか?」等

エ 接近する者は1名・他の者は目立たない所から状況を把握するとともに不足の事態に備え、必要ある時は応援に駆け付ける。

②迷惑行為者

ア 2名以上で対応する。

イ 観察しながらさりげなく接近し、迷惑を被っている人(被害者)に対し声をかける。

「どうされましたか?」等

ウ 迷惑行為の被害者が不特定の場合は、行為者に対して毅然とした態度で注意する。

「ここでそのような事をされますと、迷惑となりますのでやめて下さい」等

(4)安全確保

①園児および保護者の安全を最優先する。

園児および保護者が危険に直面している時は当該の危険から脱出させることを第一に考える。

②教育職員自身の安全を守る。

園児および保護者の安全確保に加え、教育職員自身の身の安全の確保を行う事とする。

特に教育職員 1 人で対応するのではなく、複数の教育職員で対応するなど、日ごろの防犯意識などを通じて様々な場面を想定したうえでどのように教育職員間で連携が取れるかを検討する

③危険を感じたら一刻も早く警察へ通報する

危険を感じたら一刻も早く 110 番通報し出動要請を行う。(凶器を手にしていた場合すぐに通報)不審者の身柄の拘束は警察に委ね、極力危険を冒さない事とする。

また、結果的に通報するなどの事態とはならなかった場合であっても、かまわない。

「多分通報しただろう」「誰かがしただろう」では手遅れになる為「重複しても構わない、今すぐ通報

しょう」と心掛ける。

④近隣の不審者情報を日常に収集もしくは発信していく事で地域社会と連携する。

不審者に備えるうえで、インターネット等を活用し不審者情報を確認する。

3. 不審者、迷惑行為者のチェック

(1)チェック 1 (初期対応) 不審者かどうか？

① 正当な理由なく暴力的な言動をとる

② 声をかける前に不審を感じるような場合は 1 人で対応せず 2 名以上で対応する

③ 言葉や相手の態度に注意しながら相手を刺激しないように丁寧に退去するように説得する。時には受容的に話を聞く、相手を否定しない。その際相手とは 1～2 メートルほど距離をとる。

(2)チェック 2 (緊急対応) 危害を加える恐れはないか？ 通報すべきか？

① 次のような場合は速やかに警察へ通報する。

ア 正当な理由なく暴力的な言動をする。

イ 凶器(刃物、棒、銃、可燃物、液体 等)

隠し持っている場合もある為手の動き、ポケットの膨らみ、バックの中などに注意する。

ウ 暴力を行使しようとしている

エ 制止を聴かず興奮状態である。

110 番への連絡

注)落ち着いてはっきりと相手に伝える

第一声 「事件です」

・鞍手幼稚園

・鞍手町新北1111

・電話番号 0949-42-0185

・連絡者氏名 ○○ ○○ です

・状況説明 いつ どこで 何があったか？

・不審者特徴 逃走方向 など

②制止と避難

ア 別室に案内し隔離する。案内の際は不審者を先に誘導し部屋の奥に案内する。対応する者は入り口付近に位置し、扉は開放しておく。(やむを得ず不審者を一人にする場合は施錠する)複数の教育職員で対応し、即座に通報が必要と判断した場合はサインを決めておく。

イ 暴力行為を辞め退去の説得をする。

ウ 警察に通報するとともに教育職員へ周知する。

状況によっては大声で周知する事が最も手早いと思われるが、不審者への影響と他の園児への影響を鑑み、あらかじめ不審者に関する隠語を定めておく。

※「○○(不審者の居場所)にお楽しみ遊具が届きました。」クラス(避難・待機場所)に配布しますので○○に集まりましょう」

不審者が退去した場合は「お楽しみ遊具の配布が終了いたしました。」と緊急事態は収拾した事を知らせる。

エ 防御(暴力の制止と被害の阻止)

園児および保護者からの注意をそらせ、不審者を園児および保護者に近づけないようにする。また、被害を防止しながら警察の到着を待つ。

オ 身近な物で不審者と一定の距離を保ちつつ移動を阻止する。(机・椅子等)

(3)チェック 3 (事態の把握)負傷者の確認、被害状況の確認

①負傷者が居るかを把握する。

全員を集合させ怪我や負傷者が居ないか確認する。負傷者が居た場合は速やかに園長に報告する。怪我の程度によっては応急処置や救急車の要請を行う。

②情報を集約する

③救急搬送する場合は教育職員が付きそう。付き添った教育職員は随時病院から状況報告を行う。

(4)警察への引き渡し、状況報告、保護者等への周知

①警察へ引き渡し

出来る限りの情報を提供する

②保護者等への報告

事態が終息次第、保護者への連絡を取り急ぎ行う。必要に応じて、後に警察消防等と協力し保護者会を開くなどし、報告を行う。

③鞍手町など関係機関に報告する。

4. 検証課題分析

防犯に関する会議は随時開催する。ただし、緊急に開催する必要がある時はその都度管理者が招集する。その会議にて検証課題の分析を行い、全教育職員に報告を行う。

①該当ケースを詳しく分析し、不備等がなかったか検証を行う。

- ・教育職員の対応での問題点
- ・なぜ負傷者がでたのか？
- ・今後の対応方法の見直し

②検証については下記の防犯チェックの見直しを行う。

- ☐園内で死角になっているところはないか
- ☐園内を見渡す際、花壇、樹木が視界を遮っていないか
- ☐フェンスや窓ガラスの破損、カギの破損はないか
- ☐安全を配慮した配置になっているか
- ☐看板などは来訪者がわかりやすい案内になっているか
- ☐防犯の情報や体制などは、全教育職員が理解しているか
- ☐不審者の対応の緊急事態を想定した役割分担や連絡体制を作成し、全教育職員の共通認識にしているか
- ☐警察、関係機関、地域と情報交換などの連携をとっているか
- ☐施設内の安全点検を定期的に行っているか

事故発生時対応フローチャート

① 園長は、事故発生時の対応をわかりやすくフローチャートにしたものを作成し、周知徹底を図らなければならない

6. 生活安全の対応

1. 転落事故防止

(1) 安全教育

- ①園児に対し、窓やフェンス、ブロック塀、屋上やベランダ等の施設の危険性を十分に理解させ、危険な行動をとらないよう指導を徹底する。

(2) 安全管理

- ①手すりや階段の周辺には、踏み台になる物は置かない。また、園児が踏み台になるような物を持ち運びしないよう注意する。
- ②死角になりやすい倉庫などの出入り口の扉は施錠を徹底する。

2. 遊具事故防止

(1) 安全教育

- ①遊具の危険性と安全な使い方について、機会があるごとに十分な指導に取り組む。
- ②鞆や水筒をかけたまま遊具で遊ぶ行為、縄跳びの紐などを持ちながら遊具で遊ぶ行為は、首を絞める事故に繋がるため、指導を徹底するとともに、見かけたら即座に止めさせ、その場で指導する。

(2) 安全管理

- ①目視だけでなく、金槌でたたき、揺らす等実際に作動して点検する。
- ②土台や溶接部分の破損、転倒の危険性がないか等十分に確認する。
- ③教育職員間で、遊具に関する情報交換を行い、事故が多い遊具や場所については改善するよう努める。

3. 熱中症対策

(1) 安全指導・管理

- ①環境条件を把握し、それに応じた運動・休息・水分補給などを指導する。

(2) 熱中症が起こりやすい条件

- ①前日までに比べ、急に気温が上がった場合。
- ②梅雨明けしたばかりの時。
- ③活動場所が、アスファルトなどの人工面で覆われている所や草が生えていない裸地、砂の上などの場合。
- ④普段の活動場所とは異なった場所での場合。(涼しい所から暑い所へなど)
- ⑤気温は高温でなくとも、湿度が高い場合。(3)暑さによる活動制限

屋外で活動する場合は、下記の表を参考に活動の中止または、内容の一部変更等を行う。

暑さ指数	気温	熱中症予防運動指針		屋外活動の制限
31℃以上	35℃以上	危 険	運動は原則禁止	屋外での活動中止
28～31℃	31～35℃	嚴重警戒	激しい運動は中止	活動内容および環境条件によっては、活動の中止または内容の変更時間的な制限を行う
25～28℃	28～31℃	警 戒	積極的に休息	
21～25℃	24～28℃	注 意	積極的に水分	活動の制限なし
21℃未満	24℃未満	ほぼ安全	適宜水分補給	活動の制限なし

4. アレルギー疾患対策 予防と対応



(1) アレルギー疾患の把握

①園児一人ひとりのアレルギー特性を把握する。

*** 全園児：個人健康記録票の提出 ※毎年更新**

②アレルギー疾患のある園児は、別途調査票の記入と提出。

*** 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)※要：医療機関の診断**

③保護者からは「アレルギーはない」と言われていても症状が出る場合や、アレルギーがあると言われていたのに症状が出ない場合もあるので、保護者の申請内容を参考にしながら、注意深く観察する。

④ほこり・草・石けんなど、園生活が始まってからアレルギーの発症が見られる場合もあるので、アレルギー申請のなかった園児、保育中や日常的に鼻水がひどい場合、咳き込むような場合は、経過を見ながら保護者に家庭での様子も聞いてみる。

*** (症状を観察し、医療機関受診を勧める。)**

(2) 発症予防

①幼稚園でおやつ等の食品を提供する場合には、必ず事前に内容(使用される材料・調味料・添加物等も含め)を保護者に知らせ、アレルギーに関わるものが含まれていないかを、その都度確認する。

②日光や草、動物などのアレルギーに対しては、家庭での対応(日焼け止め塗布)だけで不十分な場合は、園でも対応する。

③アレルギー反応が明確化している植物や動物には、保育中・園外保育ではなるべく近づかない・触れないように配慮する。但し、アレルゲンがはっきりしていない場合は、対応にも限界があることを事前に保護者に理解・承諾してもらう。

④昼食は基本、保護者が作るお弁当を食べるので、除去対応の必要はないが、該当児が間違っ他児のものを食べてしまうなどの事故が起きないように注意する。

(3) 発症時の対応

①アレルギー症状が園児に出た時には、落ち着いて対応する。いちばん近くにいる保育者はパニックになる場合もあるため、周囲にいる保育者が適切な対応を声に出して支持するようにする。

②エピペンを預かっている園児が発症し、アナフィラキシーショックを起こしている時は、ためらわずにエピペンを使用し、ただちに保護者・医療機関と連絡を取る。

③エピペンを保管していない園児の場合は、保護者に連絡の上、119番通報で救急車要請をする。

5. 誤嚥

食事のときに食べ物をのどに詰まらせてしまったり、おもちゃを飲み込んで呼吸が苦しうにしている場合など窒息が疑われるようなときには、緊急対応を行う。緊急対応として以下の方法を試みる。

①《乳児》背部叩打法

② 背部叩打法変法

③ ハイムリッヒ法



- ① 頭を下方に向け、手の付け根辺りで背中を叩く。
- ② 子どもの腹部を膝に乗せ、頭を下方に向ける。その後手の付け根辺りで背中を叩く。
- ③ 子どもの後方に回り、みぞおち辺りで手を組んで一気に上方に押し上げる、

園児が自分で力強く咳をしている場合は、異物が出てくる可能性があるのでそばで様子をよく観察する。口の中に異物が見えない時に指を入れてかき回すと口の中を傷つけたり、嘔吐を誘発するほか、かえって奥に押し込んでしまうこともあるので危険である。異物で完全に気道が閉じてしまうと、息ができない、咳がでな、声が出せない状態になってしまうので絶対に行わない。また、あらかじめ子どもが誤嚥しやすい食材などを知っておくことや年齢や子どもの様子にあったおもちゃ選びも重要である。誤嚥しやすい食材を提供する場合は小さく切るなどの対応を講じる必要がある。

誤嚥しやすい食材

餅、豆類、ぶどう、ミニトマト、飴玉、グミ、ゼリー、マシュマロ、パンなど



6. 情報漏洩防止に関する対応

(1) 情報漏洩の防止

- ① 外部データ(園児・保護者に関する個人情報等)、内部データ(教育職員の個人情報、外部機関からの園児に関する個人情報等)の扱いや紛失に十分配慮・注意し、園外に持ち出さない事を徹底する。
- ② 個人情報に関わる内容の文書作成にあたっては、使用するパソコン等の機器を限定する。また、データの保存には私的なものとの共有をしない。
- ③ 連絡網・個人発達記録に関する文書や資料は鍵の付いたロッカーに保管する。
(机の上などに出したままにしない。)
- ④ 全ての教職員は、園以外の場所で園児やその家族に関する話をむやみにしない。また、園で知り得た園児やその家族に関する情報は、たとえ家族であっても口外しない。
- ⑤ 保育中、あるいは行事等で撮影・販売された写真、また教職員が個人で撮った写真であっても、そこに園児が写っている場合はSNSへの掲載はしてはならない。
- ⑥ 保護者の中には、我が子を撮る際に他の子も一緒に写し、悪気なく無断で個人のSNSへの使用をする場合もあるので、入園時に他児および教育職員の写真・動画を無断で使用しないように文章で提示し、徹底する。
- ⑦ 教育職員のマイナンバーに関しては、その管理は学園本部で行われているが、事務処理上必要となった際には、その取扱いには厳重に注意する。

(2) 情報漏洩対応

- ①何らかの理由で園児および保護者・家族の情報が教育職員を通じて漏洩した場合、原因究明と被害状況の把握を迅速に行い、速やかに謝罪を行う。
- ②情報漏洩は、目に見えない媒介を通して広がっていく場合も多く、取り返しの付かない状況になり得ることから、小さなミスや油断を繰り返さないように注意する。また、時々教育職員間で個人情報適切に処理・管理されているかをお互いに確認し合う。

7. 虐待防止に関する予防と対応

(1) 保育者の虐待防止に関する対応

虐待の疑いが教育職員にかけられる場合もあるという事が、事例としてあげられている。

そのためにも『虐待はしていない(あるいは出来ない状態にあった)』を証明できる様な環境設定・職員配置・体制作りを行っていかなければならない。教育職員がお互いに監視できる状態が、連帯感や相互理解を深め、お互いを守ることになるという事を認識する。

- ①虐待のような対応をとる職員がいれば配置転換を行うと共に、その人の仕事の負担軽減などを図る。
- ②注意すべき保育者にあたっては、一人きりで保育にあたらせない、保育室内に一人で配置しない等の配慮をする。
- ③対応が穏やかな教育職員に、対応がきつい教育職員の指導をお願いする。
- ④定期的に虐待についての園内研修を行い、共通認識を教育職員に持たせる。
- ⑤「うちの幼稚園に限って、ない」という特別意識を排除する。

(2) 保護者の虐待に関する対応

- ①最新の虐待事例を参照し、家庭内で行われている児童虐待の傾向を知識として身に付けておくための研修を定期的に行う。
- ②保育施設の教育職員には、通告義務が課せられていることを認識する。
- ③朝の登園時の視診のほか、日々園児の身体の様子の変化、気持ちや表情の変化に気を付けて観察する。
- ④保護者からの虐待が、日常的に行われている場合、園児はしかるべき措置(保護)の対象になる場合もある。園児の心のケアを第一に考え、園が『安心できる場』であるように体制を整える。
- ⑤「虐待かな?」と思った時にはどうすればいいのかを、教育職員が共通理解し明確にしておく。虐待の原因となるものには、様々な要因が絡み合っている場合もあり、保育者が介入しすぎる事で、幼稚園と保護者との関係を悪化させてしまう恐れもあることから、園児の様子をよく観察し、経過を見たとうえで保健師に相談、あるいは児童相談所に連絡する。
- ⑥虐待は、園児の家庭環境とも大きく関係する。保護者の離婚や大きなストレスを受けるような環境の変化により、保護者の心理も通常の状態ではなくなり、虐待に繋がる場合もあることから、家庭環境に変化があった園児に対する注意力を上げるようにする。

虐待かな?と思ったら.....児童相談所全国共通ダイヤル「189」

※虐待は、個人情報保護法の例外規定になっているので、発見した場合は直ぐに通告できることを教育職員間で周知しておく。



8. 施設設備の安全管理

体を動かす遊び中の事故を防止するには、まず遊具や園庭などに危ないところがないかを、しっかりと点検・整備し、安全な環境を作らなければならない。そのために、全ての教育職員が共通して活用できる遊具・園庭の日常安全点検表を作成し、定期的に行うことが重要となる。日常点検においては、腐食・腐朽・変形・摩耗・部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。

(1) 遊具の安全管理・安全指導

- ①事故防止の徹底を図るため、日常安全点検表を作成し、定期的に点検を行う。
- ②遊具の安全点検を行う際は、目視だけではなく、金槌でたたく・揺らす・実際に作動させる等のほか、土台や溶接部分の破損、転倒の危険がないかなど十分に確認する。
- ③安全点検の工夫として「子どもの目線で行う」ということも重要であるため、園児が実際に遊具を利用している状況を観察しながらの安全点検も必要である。
- ④事故事例を活用した事故防止に関する研修会等、教育職員間で遊具に関する情報交換を行い、事故が多い遊具や場所については、改善するよう努める。

(2) 遊具の安全指導

- ①遊具の危険性と安全な使い方について、機会があるごとに十分な指導に取り組む。
- ②鞆や水筒をかけたまま遊具で遊ぶ行為、縄跳びの紐等を持ちながら遊具で遊ぶ行為は、首を絞める事故につながるため、指導を徹底するとともに、見かけたら即座に止めさせ、その場で指導する。

9. 苦情解決・苦情処理

苦情の解決とは、相手を納得させることである。誰が初期対応したとしても、最終的には相手を納得させることが出来る仕組みを構築していく。

(1) 苦情防止

- ①保護者からのクレームの対応には、直接の関係者(クラス担任等)が一人で対応して解決しようとしないう事。一人で抱え込む事で、精神的に追い詰められてしまわないようにする。
- ②日頃から教育職員に何か悩みがあるときに、相談しやすい環境や体制を整える。

- ③相手(保護者等)の話しには、誠意をもって聞く姿勢を徹底する。しかし、すぐに安易な判断や結論を出したり、反論や言い訳をする事で、相手を怒らせたり刺激してしまう事も考慮し、まずはよく話を聞いた上で、他の教職員からも情報収集し、相手もこちらも、少し頭と気持ちを落ち着かせてから話し合いを行うように進める。

(2) 苦情対応

- ①クラス担任一人では対応しない。保護者からの苦情は、園全体・教育職員全体への苦情という意識を持って対応する。

保護者対応



クラス担任＋園長または副園長

- ②クレーマー的な保護者への対応は、特別扱いしない事を教育職員間で周知徹底する。
教育職員の個々の対応がバラバラだと、「あの先生はこう言った」、「あの先生は聞いてくれない」など保護者に混乱を与える事に繋がり、かえって不安感を煽り、園に対する信用がなくなっていく事を避ける。ごねれば通る(「ごね得」)と思わせないようにする。
- ③威嚇する保護者への対応は、威嚇された際、「威力業務妨害罪になる可能性があるので通報する」旨を伝えたり、その後通報したり、教育職員の誰もに対応できるようにしておく。また、怒鳴り散らすなどの行為が続く場合、事前に警察に伝えておくことも出来る。

(3) 苦情対応の方法(仕組み化)

- ①園内対応の仕組み化:個人に圧力が集中しないためにも、保護者の苦情対応を園内でもルール化(仕組み化)し、園全体の問題という認識を教育職員個々に意識できるようにする。
- * 苦情受付担当者:副園長
 - * 苦情解決責任者:園長
- ②保護者に対する周知方法
- * 入園前の説明会での説明
 - * 入園案内、重要事項説明書に記載する等の方法で周知を徹底する。
- ③苦情内容および苦情解決結果の公表の方法
- * アンケート等は全て記名式にし、クレームに関しては必要に応じて個別の対応、回答をする。
- * 園に対するまとまった不満や意見が保護者から出た場合には、学園本部に相談後、全体に対し、経過報告や解決の状況をお知らせする。
- * 個人からの苦情に対しては、当事者(保護者)から、誰に(どこに)対する苦情なのか、苦情内容をよく聞き取りし、対応する。④威力業務妨害罪の場合の対応
- * 刑法 234 条に規定されている罪で、威力を用いて、人の業務を妨害した者は、3 年以下の懲役または罰金に処せられる。保護者だからと言って、園内にて大声で怒鳴り散らす、教職員を突き飛ばす、設備などを蹴るなどの行為は刑法上許されない。このような行為があった場合の警察への通報を仕組み化しておく。

Ⅲ保護者・職員間への緊急連絡について

九州女子大学附属鞍手幼稚園では個人情報保護法による個人名簿の見直しから連絡メールシステムを活用しメールの一括送信をおこなっている。その為、各クラス担任は確実にメールを受け取り、既読しているか責任をもって確認をする必要がある。

1. 緊急連絡をしなければいけない場合について

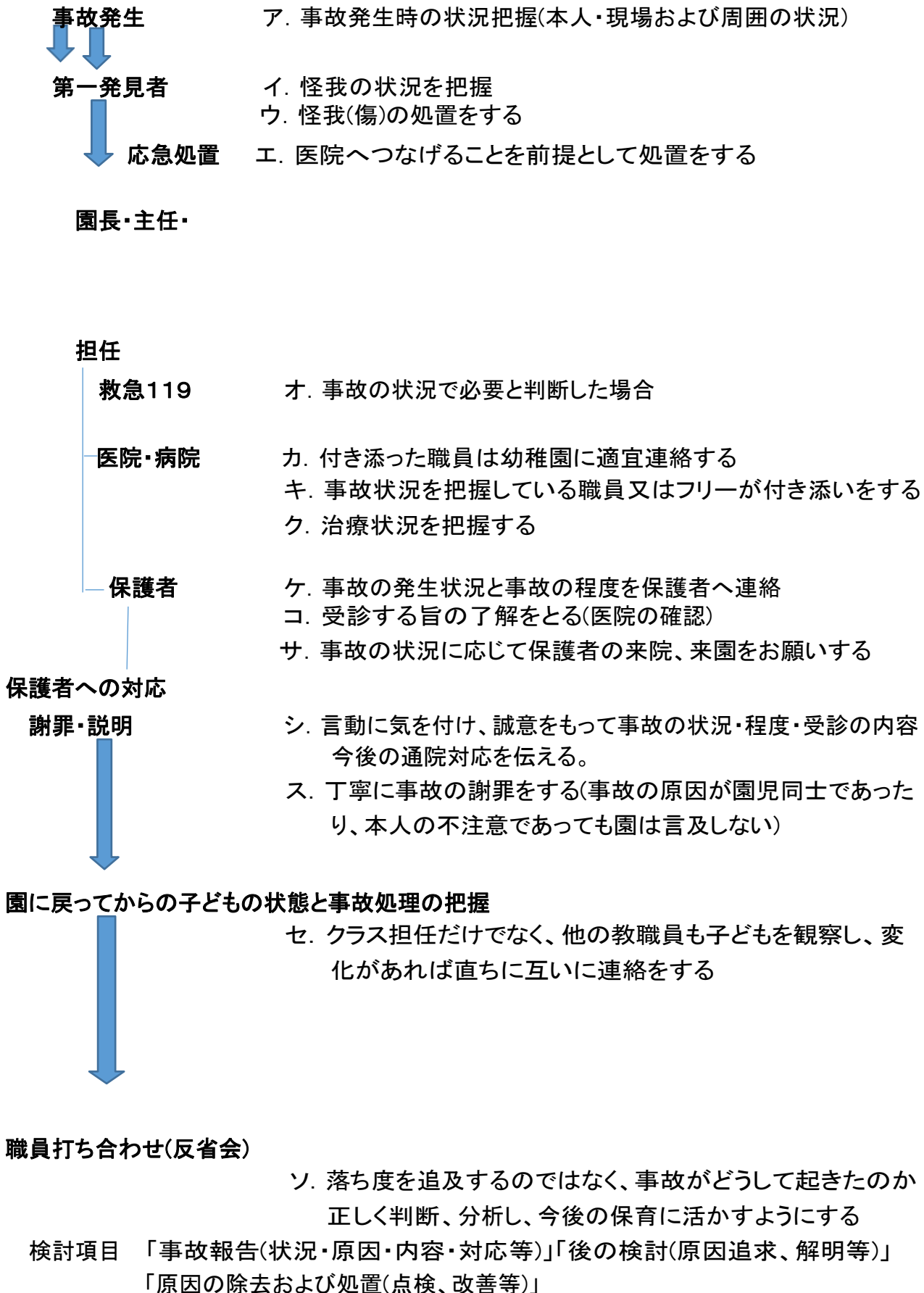
(1)緊急連絡をする対象

- ①自然災害・人災等で幼稚園を休園や、時間変更し登園・降園する場合
- ②園長の判断により伝染病などにより出席停止者が園全体、又はクラスの2割を超え、園閉鎖などの措置をとる場合。
- ③雨天で行事などの開催を中止する場合。
- ④園長が休園の措置を取らなければならないと判断した場合。

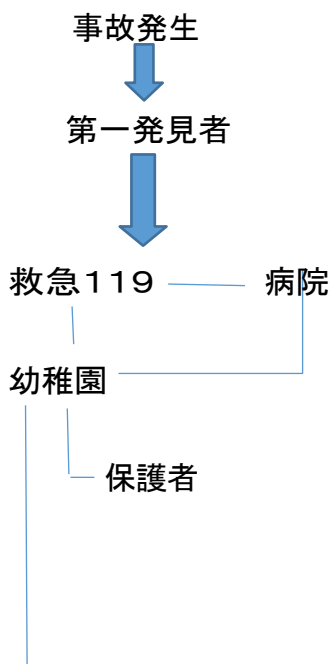
(2)緊急連絡時のフローチャート

- ①園長は、緊急連絡時の対応をフローチャートにしたものを作成し、全教育職員に配布し周知徹底を行わなければならない。

事故発生フローチャート1《幼稚園内で事故が発生した場合》



事故発生時対応チャート《園外で事故が発生した場合》



ア. 事故発生状況の把握(本人・現場および周囲の状況)

イ. 速やかに他の教育職員に声をかけをする

ウ. 情報は正確に把握し、指示決定する

エ. 事故の発生状況により、適切な行動・連絡をする。連絡先の順序は状況に応じて対応する

オ. 病院等への移送は職員が同伴し、状況伝達・治療等を把握する

カ. 幼稚園へは適宜報告し指示を仰ぐようにする。

キ. 事故の発生状況と事故の程度を伝達し、医療機関にかかる場合は受診する旨の了解をとる事故の状況に応じて保護者の来院・来園をお願いする

園に戻ってからの子どもの対応と事故処理の把握

ク. クラス担任だけでなく、他の教育職員等も子どもの観察をし、変化があればただちに連絡をする

お迎え時の対応

(謝罪・説明)

ケ. 言動に気をつけ誠意をもって、事故の状況・程度、受診の内容、今後の通院対応、担当から治療費の説明を行う。

コ. 丁寧に事故の謝罪をする。自己の原因が園児同士であったり、本人の不注意であっても言及しない

職員反省会

日を置かず、速やかに行う

サ. 落ち度を追及するのではなく「なぜ事故が起きたのか」を正しく判断分析し、今後の保育に活かすようにする

緊急連絡フローチャート《園長が緊急連絡を発令した場合》

緊急連絡発令



クラス担任に連絡



各教育職員に連絡

緊急職員会議

連絡メールにて早急に
保護者へ連絡

各関係機関、パート勤務者へ連絡

確実に連絡がわたっているか

既読確認がとれない
保護者に電話

連絡が伝わったことを
園長又は主任に報告

ア. 理事長と相談の上、緊急連絡発令

イ. 園長はすぐに緊急連絡網(職員名簿)を確認の上、
クラス担任に連絡

ウ. クラス担任や関係教育職員に連絡

エ. 園長の判断で必要であれば緊急職員会議を行う

オ. 連絡メールシステムを活用し、保護者へ一斉送信

カ. クラス担任はパート勤務者、
関係各所に連絡

キ. クラス担任は責任をもって保護者に確実に
伝わっているか確認

ク. 確認がとれない保護者に連絡

ケ. 各クラス担任はクラスのすべての保護者に連絡事項が
伝わったことを報告